平成２２年（フ）第４０５号
新潟市西蒲区巻甲4104番地８
債務者　丸田　喜治
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４０６号
新潟市中央区南笹口１丁目１番13号　笹出マンション505号
債務者　渡邉　順司
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０８０号
京都府宇治市広野町宮谷56番地の15
債務者　藤尾　直樹
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１４６号
京都府向日市寺戸町渋川７番地の57
債務者　ダイブワークスこと　中村　栄二
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１４７号
京都府宇治市五ケ庄新開13番地の64
債務者　宮崎建装こと　石田　忠義
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１９９号
京都府八幡市内里宮ノ前16番地
債務者　松本　祐子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２２２号
京都市山科区大塚西浦町11番地20
債務者　平井　謙吉
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６４４号
大阪府松原市北新町１丁目６番９号
債務者　魚勝こと　竹田　勝秀
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６４５号
大阪府松原市北新町１丁目６番９号
債務者　竹田　美香
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７８４号
堺市東区野尻町284番地40
債務者　モード・リーベこと　上原　　勇
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８６９号
堺市東区南野田335番地１　コスモ北野田1214号
債務者　藤本　京子
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９３７号
堺市南区新檜尾台３丁３番16―202号
債務者　土肥工業こと　土肥　祐治
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９５２号
大阪府藤井寺市林３丁目１番31号
債務者　景山　郁恵
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９９６号
堺市中区深井清水町4005番地１　1205号
債務者　西嶋　節子
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１００２号
大阪府高石市綾園５丁目７番61号
債務者　井上　久明
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０１１号
堺市中区陶器北1883番地２
債務者　鈴木　一富
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０１４号
堺市西区浜寺石津町西４丁17番36号　福寿荘
債務者　辻　　政亮
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０１７号
大阪府柏原市大字高井田1204番地の358
債務者　安藤　美栄（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係